

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第25号

安城市法定外公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年安城市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「あるのは、「」の次に「安城市法定外公共用物の管理に関する条例（平成5年安城市条例第33号）」を加え、「占用等」を「同条例第5条第1項に規定する占用等」に改める。

別表柱類を設置する場合の項中「950」を「990」に、「850」を「88

0」に、

85

を

88

に改め、同表管類を設置する場

合の項中

36
51

を

37
53

に、「77」を「79」に、「

100」を「110」に、「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表通路の項中「0.0464」を「0.0441」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。